

子供の貧困・シングルペアレンツ問題

令和2年11月12日(木)、13日(金)

内閣府（子どもの貧困対策担当）

子供の貧困対策の推進の枠組み

推進の枠組み

子供の貧困対策の推進に関する法律
(平成25年6月法律第64号(議員立法))/令和元年6月一部改正
※施行後5年目途の検討規定あり

子供の貧困対策会議(子供の貧困対策の推進に関する法律第15条)
会長:内閣総理大臣
委員:内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(子供の貧困対策)
文部科学大臣、厚生労働大臣

子供の貧困対策に関する有識者会議(対策会議会長決定)
構成員:有識者等

R2年度予算 297,065千円
R元年度補正予算(繰越) 258,472千円
(R元年度予算額 304,312千円)

子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月29日閣議決定)

- 大綱策定の経緯、子供の貧困対策の意義
- 子供の貧困対策に関する基本的な3つの方針
- 39の指標...生活保護世帯の高校等進学率、子供の貧困率等
- 重点施策...「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」
- 子供の貧困対策に関する調査研究等
- 施策の推進体制等(地方公共団体の計画策定支援、国民運動の推進)

内閣府の役割

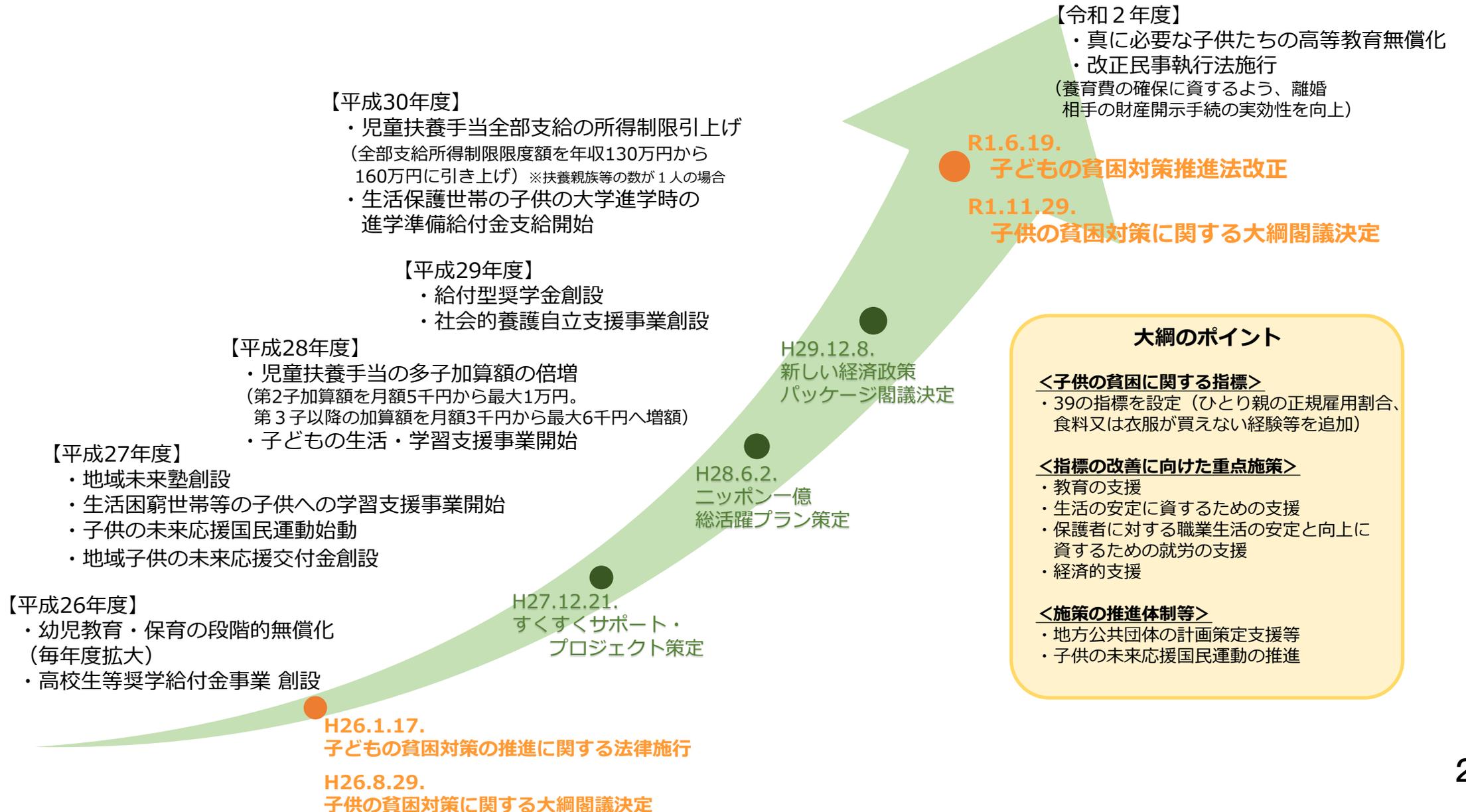
<子供の貧困対策の総合的かつ計画的な推進>

- 子供の貧困対策会議の運営、大綱の作成・推進、推進状況の把握及び見直し
- 子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況の公表(推進法第7条)

<子供の貧困対策に関する調査研究、連携推進、理解促進>

- 子供の貧困に関する調査研究
- 子供の未来応援国民運動の推進
- 都道府県及び市町村における子供の貧困対策計画の策定支援等

政府による子供の貧困対策の実施状況



子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）に記載した39の指標の現状

1. 教育の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値	指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	90.8% (平成25年4月1日現在)	93.7% (平成30年4月1日現在)	94.0% (平成31年4月1日現在)	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(小学校)			50.9% (平成30年度)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	5.3% (平成25年4月1日現在)	4.1% (平成30年4月1日現在)	4.3% (平成31年4月1日現在)	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合(中学校)			58.4% (平成30年度)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	32.9% (平成25年4月1日現在)	36.0% (平成30年4月1日現在)	36.1% (平成31年4月1日現在)	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	37.6% (平成24年度)		67.6% (平成30年度)
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.6% (平成26年5月1日現在)	95.8% (平成30年5月1日現在)	96.2% (令和元年5月1日現在)	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	82.4% (平成24年度)		89.0% (平成30年度)
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	22.6% (平成26年5月1日現在)	30.8% (平成30年5月1日現在)	28.3% (令和元年5月1日現在)	就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	69.4% (平成30年度)
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等)	72.3% (平成23年度)		81.7% (平成28年11月1日現在)	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)		47.2% (平成30年度)	73.7% (令和元年度)
ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	93.9% (平成23年度)		95.9% (平成28年11月1日現在)	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)		56.8% (平成30年度)	78.9% (令和元年度)
ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	41.6% (平成23年度)		58.5% (平成28年11月1日現在)	高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学		
全世帯の子供の高等学校中退率			1.4% (平成30年度)		短期大学		
全世帯の子供の高等学校中退者数			48,594人 (平成30年度)		高等専門学校		
					専門学校		

※赤字は新大綱(令和元年11月)で新規追加又は見直しをした指標。

※「高等教育の修学支援新制度」については、令和2年4月から開始。

子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）に記載した39の指標の現状

2. 生活の安定に資するための支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）		電気料金 ガス料金 水道料金	14.8% 17.2% 13.8% (平成29年)
電気、ガス、水道料金の未払い経験（子供がある全世帯）		電気料金 ガス料金 水道料金	5.3% 6.2% 5.3% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）		食料が買えない経験 衣服が買えない経験	34.9% 39.7% (平成29年)
食料又は衣服が買えない経験（子供がある全世帯）		食料が買えない経験 衣服が買えない経験	16.9% 20.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）		重要な事柄の相談 いざという時のお金の援助	8.9% 25.9% (平成29年)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位）		重要な事柄の相談 いざという時のお金の援助	7.2% 20.4% (平成29年)

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

指標	前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）			80.8% (平成27年)
ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）			88.1% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）			44.4% (平成27年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）			69.4% (平成27年)

4. 経済的支援

指標		前大綱策定時	現大綱策定時	直近値
子供の貧困率	国民生活基礎調査	16.3% (平成24年)	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)
	全国消費実態調査			7.9% (平成26年)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	54.6% (平成24年)	50.8% (平成27年)	48.1% (平成30年)
	全国消費実態調査			47.7% (平成26年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）				42.9% (平成28年度)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）				20.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯）				69.8% (平成28年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（父子世帯）				90.2% (平成28年度)

※赤字は新大綱（令和元年11月）で新規追加又は見直しをした指標。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)
(令和元年6月19日改正(令和元年法律第41号))

(注) 赤字は令和元年改正による主な変更部分

目的

- ・子どもの**現在**及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにする
- ・**全ての**子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、**子ども一人一人が夢や希望を持つことができる**ようにする
- ・**子どもの貧困の解消**に向けて、**児童権利条約の精神**に則り、子どもの貧困対策を総合的に推進する

基本理念

- ・**社会のあらゆる分野**において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その**最善の利益が優先して考慮**されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて**包括的かつ早期**に講ずること
- ・背景に**様々な社会的な要因**があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

国	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策に関する大綱」を策定（閣議決定） ※子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）が案を作成 案の策定時に子どもや保護者等の意見を反映させるための措置を講ずる ・子どもの貧困の状況・子どもの貧困対策の実施状況の公表（毎年1回）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画を策定（努力義務）※大綱を勘案
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画を策定（努力義務）※大綱及び都道府県計画を勘案



大綱に定める事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 <small>子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等</small>	
教育の支援	生活の安定に資するための支援
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の施策の推進体制

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①現大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援
- 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

地域子供の未来応援交付金

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域ネットワークの形成を図る地方自治体を支援する。

内閣府

地方自治体

新型コロナウイルス感染症 対応としての交付金活用例

- ①子供食堂や研修会等の多くの人が集まる事業の実施に当たり、アルコール消毒液やマスク等の衛生用品を購入するための経費
- ②感染防止のため密にならないよう、通常より大きな会場とした場合も含め、会場借料等の経費
- ③食材や弁当容器等の購入費、マッチングした食材を運ぶための輸送費等の事業に必要な経費

実態調査・計画策定

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額(補助対象事業費の上限)：300万円(①②の合計)

①実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
- ・支援ニーズに応えるため、地域の資源量(支援を行う民間団体の状況等)の把握



②支援体制の整備計画策定

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画の策定

※令和元年の法改正により、都道府県だけでなく、市町村に対しても計画の策定が努力義務化



子供等支援事業

- ・補助率：1/2
- ・補助基準額：最高1,500万円(①②の合計)、最高300万円(③)

①子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・子供食堂等の居場所づくり事業
- ・相談窓口設置、コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)



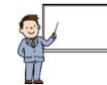
②連携体制の整備

- ・自治体内部(福祉部門・教育部門)、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携



③研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等



地域における
子供の
貧困対策
研修会

令和2年度子供の貧困に関する全国実態調査について

背景

平成28年～「地域子供の未来応援交付金」を活用した自治体による実態調査（令和2年度末までに累計320自治体の実施予定）

※調査内容・方法等は各自治体の任意。

令和元年6月 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正（議員立法）

- ・国及び地方公共団体は、…子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。（法14条）
- ・**子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。**（衆委員会決議、参附帯決議）

令和元年度の内閣府調査研究

自治体を実施する子供の貧困実態調査の実施の参考として、子供・親向けアンケート調査の**共通調査項目案**を作成

令和2年度の調査実施方針（案）

- **全国調査の試行** ※内閣府が、文部科学省の調査協力を得て実施。
 - <調査対象> 中学2年生とその保護者（5000組）※住民基本台帳により無作為抽出。
 - <調査方法> 郵送配布郵送回収方式（オンライン調査を併用）
 - <調査内容> 共通調査項目のほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活への影響についても調査。
 - <今後のスケジュール（予定）>
 - 令和3年1月 調査票の配布・回収
 - ～3月 調査結果（単純集計）
 - 4月～ 調査結果の分析、調査内容・方法の改善等の検討
 - ～夏 調査・検討結果の公表

子供の未来応援国民運動

○子供を社会全体で応援する機運を高め、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクト。

※子供の貧困対策大綱（H26. 8閣議決定）に基づき、H27. 4 発起人集会を開催。同年10月から運動開始。



子供の貧困対策に関する大綱（R元.11閣議決定）

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

子供の未来応援基金

- ・企業や個人からの寄付金を通じて、子供たちに寄り添った活動を実施する民間団体を支援。

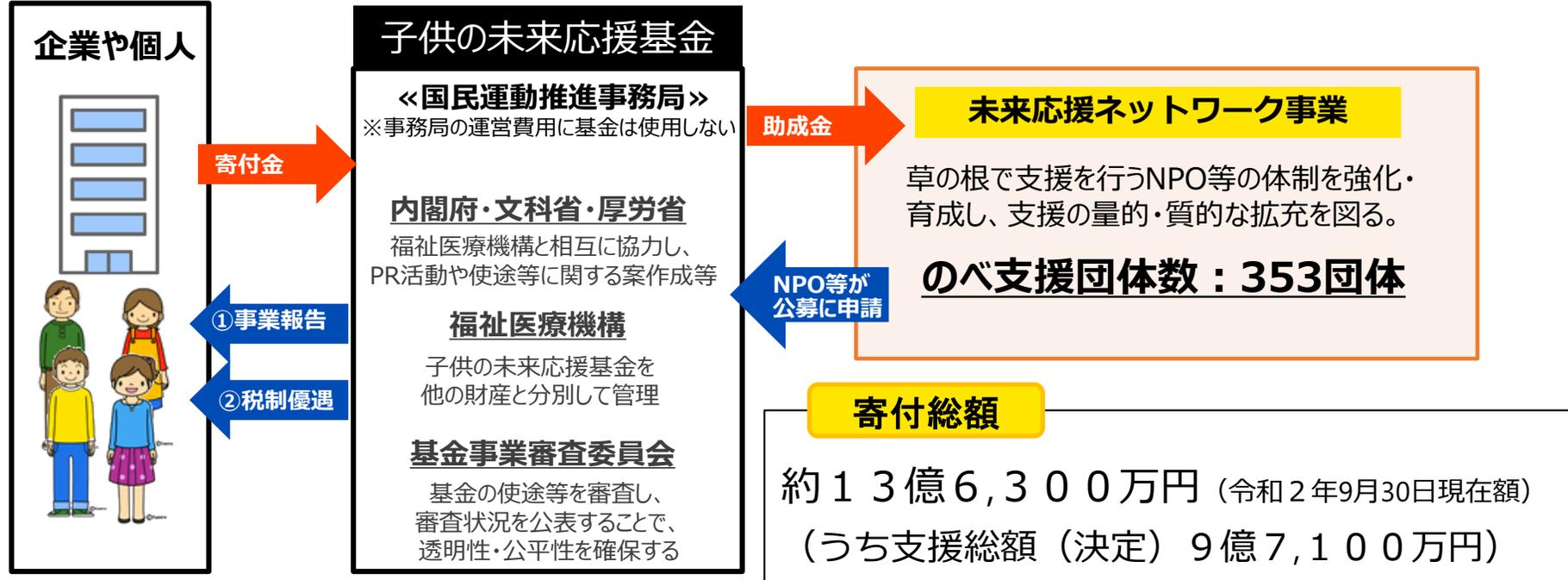
NPO等とその活動を支援する企業等とのマッチング事業

- ・全国的なネットワークを有する団体と連携し、企業等からの「モノ」「場所」「体験」の提供等の寄付先を調整。

国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開

- ・ホームページ、SNS等を通じた情報発信と普及啓発。
- ・地域の企業、民間団体、行政等が一同に会するフォーラムの開催。

子供の未来応援基金（未来応援ネットワーク事業）



第4回支援（令和2年4月～令和3年3月活動分）

- **352団体から申請**のあった事業の中から、①計画性、②連携とその効果、③戦略的な広報、④継続性の観点等から審査を行い、**97団体**（※）を採択することとなった。

（※）300万円以下の事業A団体と、30万円または100万円の事業B団体の合計。

- 支援決定総額は**約1億2,900万円**。

（※）第1回～3回は236団体を支援（支援決定総額 約7億8,900万円）。

新型コロナ緊急支援（令和2年7月～令和3年3月活動分）

- **151団体から申請**のあった事業の中から、①事業の必要性、②計画性、③事業実績体制及び実績の観点等から審査を行い、**20団体**を採択することとなった。

- 支援決定総額は**約5,300万円**。

- 天皇陛下からの御下賜金の一部を使用。

參考資料

子供の貧困率について

○絶対的貧困

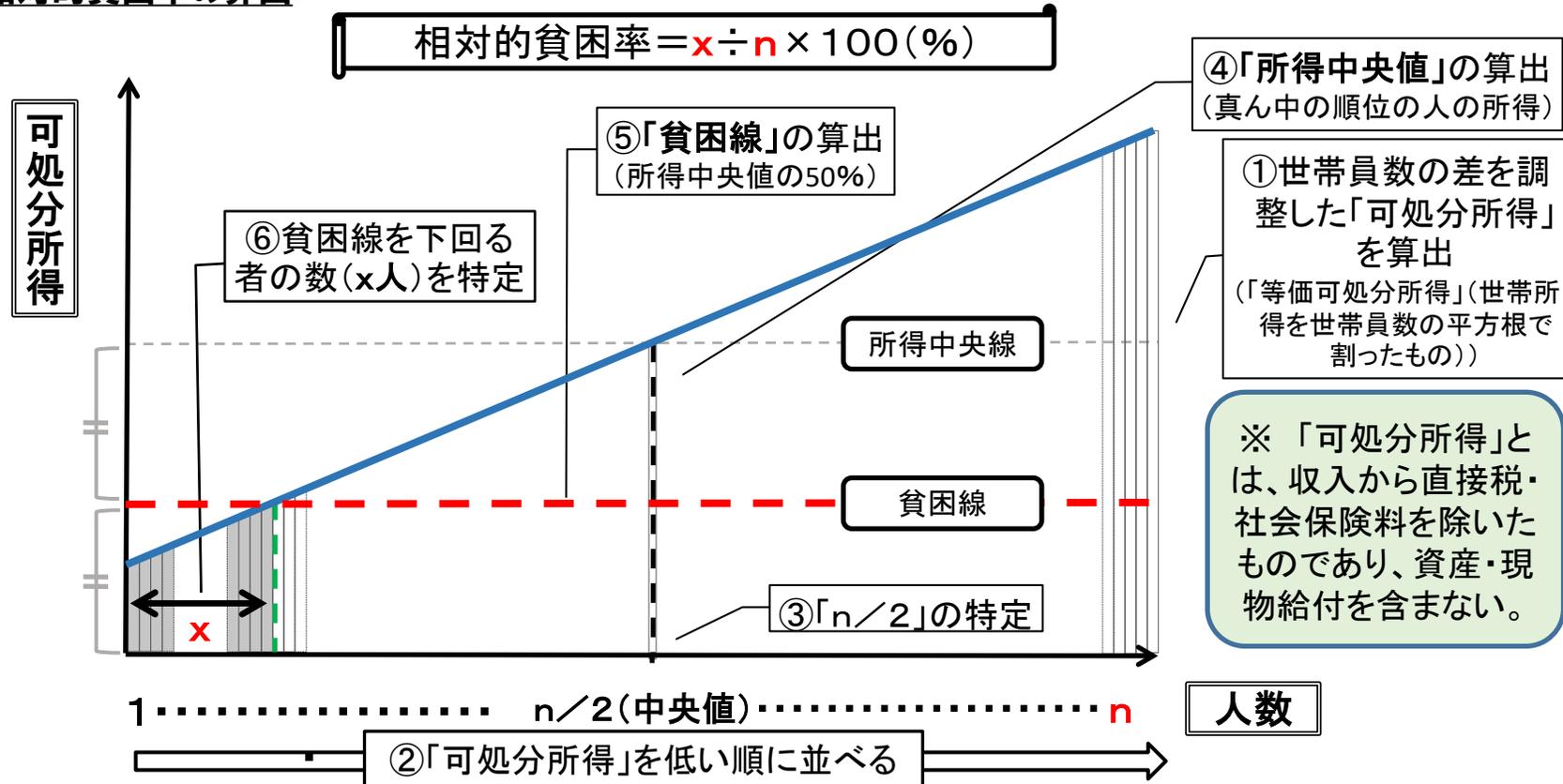
必要最低限の生活水準を維持するために必要な物資を購入できる所得水準に達していない人々が、その国の全人口に占める割合。先進諸国では低い割合となる。

※ 世界銀行の定義：1日1.90ドル以下で生活している人々

○相対的貧困

購買力や生活水準よりも、国内の所得の分布や格差に注目する指標で、所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。先進諸国でも高い割合が示されることがある。

●相対的貧困率の算出



1. 様々な学びを支援する事業

NPO法人 山口せわやきネットワーク（山口県） 【第3回支援】

事業内容

- 就学援助受給世帯やひとり親世帯の学習環境の厳しい中学生を主な対象とし、少人数で学習ボランティアが寄り添い、毎週1回、市内5か所で学習支援を実施（昼食付）。基礎学力や学習習慣を付け、高校進学を目標とする。
- 困難を抱える子供たちが孤立しないよう、毎月1回、市内3か所において子供食堂を実施。
- 上記のほか、大学生等若い世代を対象に、人材育成事業も実施。



2. 居場所の提供・相談支援を行う事業

NPO法人 青少年の居場所 Kiitos（東京都） 【第2回支援】

事業内容

- 不登校やひとり親家庭などの様々な事情により家に居場所がない、又は生活に困難を抱えた子供・若者を対象に、心身共に安心して自由に過ごせる居場所を運営。地域の農家等から食材等をいただき、地域のボランティアによる昼・夕食を無償で提供。
- 中学生以上の子供たちに個別に元教師等のボランティアによる学習支援も実施。



3. 衣食住など生活の支援を行う事業

NPO法人 フードバンク関西（兵庫県） 【第3回支援】

事業内容

- 経済的にも精神的にも極めて困難な状況にある世帯に対し、生活基盤を支える食支援を実施。子供たちが健全に育成される環境を整えることを目的とし、フードバンク事業で収集した食品を月1回各世帯に宅配する。
- 他の民間団体とも連携をし、食支援以外にも生活相談や交流支援等も行う。



4. 児童又はその保護者の就労を支援する事業

NPO法人 明日飛子ども自立の里（福島県） 【第3回支援】

事業内容

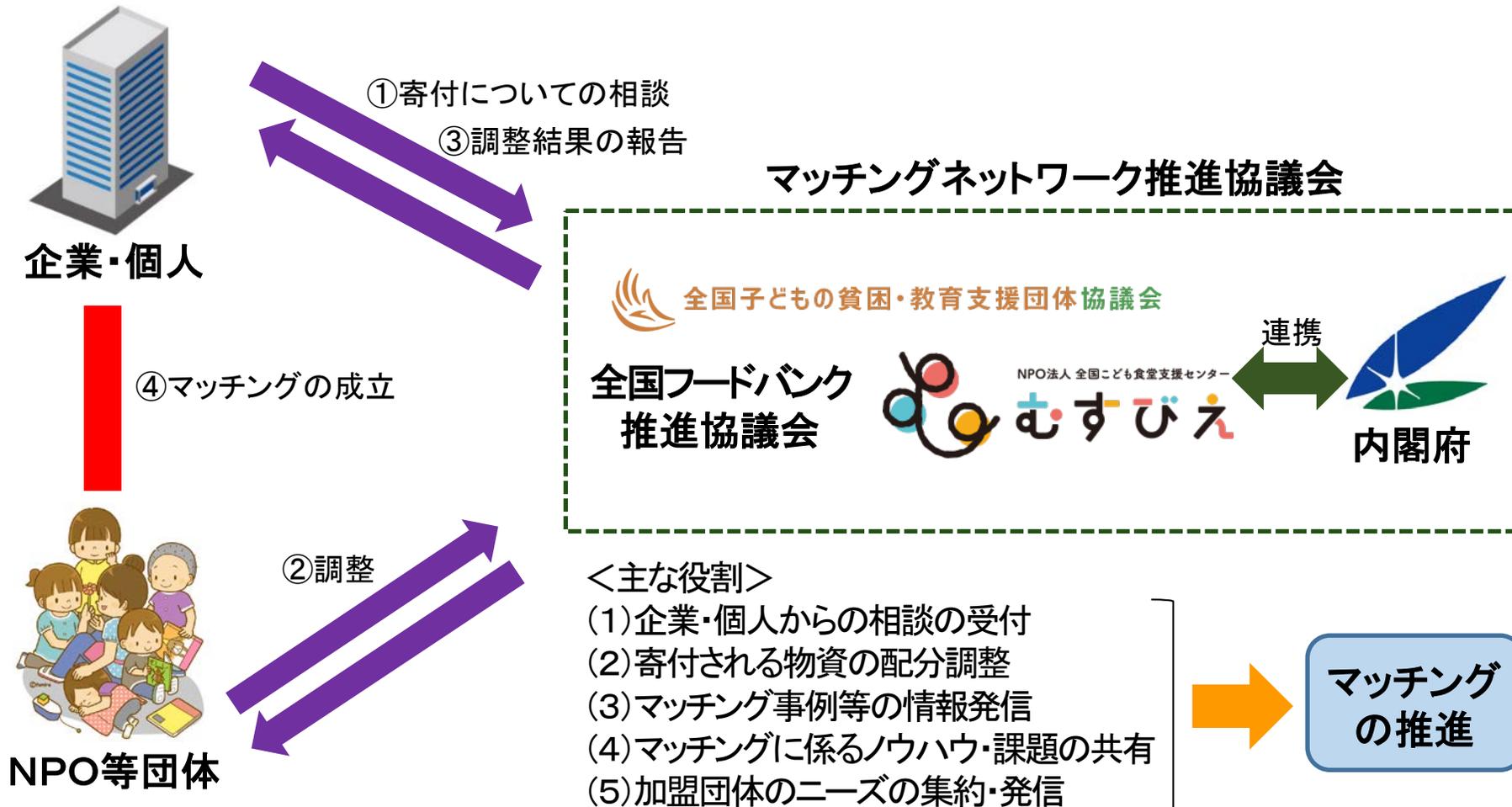
- 貧困の状態にある子供たちのうち、不登校の子供や中卒者、高校中退者等が働く気持ちの準備をすることを目的に、社会生活を送るために必要な知識やトレーニングを実施。
- ビジネスマナーやコミュニケーション能力、パソコン技能等を習得し、個別面談や実際の仕事体験を通して自信をもって社会に出られるよう支援を行う。



マッチングネットワーク推進協議会

マッチングを推進していく組織として「マッチングネットワーク推進協議会」を創設。同協議会を構成する3団体は、企業やNPO等の相談を受けながら、マッチング実現に向け、積極的に活動。

<マッチングの流れ>



マッチングネットワーク推進協議会 を活用したマッチングの事例について

(例1) ㈱Z会ソリューションズ × 全国子どもの貧困・教育支援団体協議会 (平成31年 3月)

㈱Z会ソリューションズが、学習教材約5,000冊を、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会に加盟する全国23の団体に寄贈。それぞれの団体の配分数について、同協議会が加盟団体間を調整。



(例2) Jリーグ × 全国フードバンク推進協議会 (平成27年)

全国フードバンク推進協議会に加盟する6つのフードバンクが、各サッカークラブ提供のスタジアム内設置ブースにて、フードドライブを実施。

※フードドライブ: 一般家庭からの余剰食品を学校や企業、イベント会場で集めて、フードバンク等に寄付する活動。寄付された食品は、フードバンク団体を通して、児童養護福祉施設や子ども食堂、学習支援団体等の施設、団体に加えて、食品の支援が必要な世帯に無償で配布される。



(ヴァンフォーレ甲府 × フードバンク山梨のフードドライブ)

(例3) 全国銀行協会 × 子供食堂 (平成31年 2月)

(一社)全国銀行協会が、「収入」や「支出」などの金融の知識をカルタで遊びながら学ぶ出前授業を、子供食堂で実施。

